

付 議 第 2 号

平成23年度高知県立高等学校入学志願者取扱要項議案

別紙のとおり平成23年度高知県立高等学校入学志願者取扱要項を定めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第24号の規定により、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

平成23年度 高知県立高等学校入学志願者取扱要項

I 出願資格

- 1 高知県立高等学校に出願できるのは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 平成23年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
 - (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
 - (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 いずれかの県立高等学校の選抜に合格している者は、それ以後の県立高等学校の選抜には出願できない。
 - (注1) 「準ずる学校」とは、特別支援学校中等部をいう。
 - (注2) 「中学校を卒業した者と同等以上の学力がある」とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者をいう。例えば、外国の学校を卒業した者、日本人学校を卒業又は卒業見込みの者や中学校卒業程度認定を有する者等をいう。

II 入学定員

- 1 前期選抜定員
原則として、各科の入学定員の100分の80までの範囲で、県教育委員会が別に定める。
対象科は、県教育委員会が別に定める。
- 2 後期選抜定員
各科の入学定員の数から前期選抜の合格者数を減じた数を基準として、県教育委員会が別に定める。
- 3 再募集定員
後期選抜の結果、合格者が定員に満たない科については、県教育委員会が必要と認めた場合に再募集を行う。県教育委員会は、平成23年3月16日(水)までに中学校長に対し、実施校及び募集定員を通知する。
- 4 連携型中高一貫教育校に係る特別選抜の定員
募集定員は、入学定員内とし、特に定めない。
- 5 チャレンジ選抜Aの定員
県教育委員会が別に定める。

Ⅲ 日 程

1 前期選抜（連携型中高一貫教育校に係る特別選抜及びチャレンジ選抜Aを含む）

事 項	日 時	備 考
願 書 配 布	平成22年12月1日(水)から	
出 願 期 間	平成23年1月18日(火)から 1月20日(木)午後5時まで (1月20日付け消印の速達便有効)	○ 入学手数料として、全日制の課程は2,200円、多部制単位制及び定時制の課程は950円の高知県収入証紙をはる。 ○ 志願理由書を添えること。
志願先変更期間	平成23年1月24日(月)から 1月26日(水)午後5時まで (1月26日午後5時必着)	○ 連携型中高一貫教育校に係る特別選抜及びチャレンジ選抜Aは志願先変更を認めない。
調 査 書 等 の 提 出 期 間	平成23年1月27日(木)から 2月1日(火)午後5時(必着)まで	○ 学習成績一覧表を添えること。
学 力 検 査	平成23年2月8日(火)	
面 接 等	平成23年2月8日(火)又は 2月9日(水)	
合 格 者 の 発 表	平成23年2月16日(水)午後4時	○ 各高等学校において受検番号を発表する。
入学確約書の提出	平成23年2月21日(月)午後5時まで (2月21日付け消印の速達便有効)	

2 後期選抜

事 項	日 時	備 考
願 書 配 布	平成23年1月20日(木)から	
出 願 期 間	平成23年2月23日(水)から 2月25日(金)午後5時まで (2月25日付け消印の速達便有効)	○ 入学手数料として、全日制の課程は2,200円、多部制単位制及び定時制の課程は950円の高知県収入証紙をはる。 ○ 志願理由書を添えること。
志願先変更期間	平成23年3月2日(水)から 3月3日(木)午後5時まで (3月3日午後5時必着)	○ チャレンジ選抜Bは志願先変更を認めない。
調 査 書 等 の 提 出 期 間	平成23年3月2日(水)から 3月7日(月)午後5時(必着)まで	○ 学習成績一覧表を添えること。

事 項	日 時	備 考
教科の検査 作文及び面接等	平成23年3月10日(木)	
合格者の発表	平成23年3月16日(水)午前9時	○ 各高等学校において受検番号を発表する。

3 再募集

事 項	日 時	備 考
願 書 配 布	平成23年3月16日(水)	○ 願書等を各高等学校から中学校に送付する。
出 願 期 間	平成23年3月18日(金)から 3月22日(火)午後5時(必着)まで	○ 入学手数料として、全日制の課程は2,200円、多部制単位制及び定時制の課程は950円の高知県収入証紙をはる。 ○ 志願理由書を添えること。
調 査 書 等 の 提 出 期 間	平成23年3月18日(金)から 3月22日(火)午後5時(必着)まで	○ 学習成績一覧表を添えること。
基礎学力検査 作文及び面接等	平成23年3月24日(木)	
合格者の発表	平成23年3月26日(土)午前9時	○ 各高等学校において受検番号を発表する。

IV 出 願 手 続

1 出願制限

(I) 通学区域

高知県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和37年高知県教育委員会規則第12号。以下「通学区域に関する規則」という。)に定めるところによる。

この場合において、あらかじめ、出願者の申請に基づき、県教育委員会が特別な理由があると認めるときは、出願時において現に居住する市町村と異なる特定の市町村に居住するものとみなして、通学区域に関する規則の適用を受けることができる。

なお、再募集においては、高知学区の全日制の課程の普通科(通学区域に関する規則別表第1に掲げる学校。ただし、岡豊高校にあっては、芸術コース及び体育コースを除く。)及び高知東高等学校総合学科は、高知学区外からの出願を認めない。

ただし、あらかじめ、出願者の申請に基づき、県教育委員会が高知学区の市町村に居住するものと認めるときは、この限りでない。

(2) 他の都道府県からの出願

他の都道府県から高知県立高等学校を志願する者は、あらかじめ県教育委員会に申請し、承認を受けた場合は出願することができる。

(3) 志願先高等学校

1校とする。ただし、分校は本校と同一校とみなす(以下同じ。)

2 第1志望

ア 1校の1学科の1科とする。ただし、本校及び分校に同一科がある場合、全日制の課程及び定時制の課程に同一科がある場合、昼間部及び夜間部に同一科がある場合にはそのいずれかとする(以下同じ。)

イ 次に掲げるコース及び専攻は、出願に当たっては、いずれも1つの科とみなす(以下同じ。)

(7) 高知追手前高等学校普通科人文コース及び科学コース、岡豊高等学校普通科芸術コース及び体育コース、四万十高等学校普通科自然環境コース

(4) 安芸桜ヶ丘高等学校環境建設科の土木専攻及び建築専攻

(6) 宿毛工業高等学校の機械科の機械専攻及び自動車専攻、建設科の土木専攻及び建築専攻

3 第2志望

前期選抜及び後期選抜において、第2志望を希望する者は、第1志望と同一の課程であれば、同一校の第1志望の科以外の1科に出願することができる。

4 連携型中高一貫教育校に係る特別選抜

連携型中学校及び連携型高等学校とは、平成13年4月1日に開設したそれぞれの中高一貫教育校において、連携する中学校及び高等学校をいう。

連携型高等学校を該当する連携型中学校から志願する場合は、原則としてこの選抜方法によるものとする。

(1) 出願資格

平成23年3月に該当する連携型中学校を卒業する見込みの者とする。

(2) 対象科

対象科は、次のとおりとする。

ア 嶺北高等学校の普通科

イ 檜原高等学校の普通科

ウ 四万十高等学校の普通科及び自然環境コース

(3) 出願手続

前期選抜に準ずる。ただし、次のことについて留意すること。

ア 四万十高等学校において、第2志望を希望する者は、第1志望以外の科に出願することができる。

イ 連携型中高一貫教育校に係る特別選抜に出願するに当たっては、前期選抜との併願はできない。

5 チャレンジ選抜A

高知丸の内高等学校の普通科において、出欠状況等に特別の事情がある者を対象に、チャレンジ選抜Aを実施する。

出願の手続等は前期選抜に準ずる。ただし、次のア・イに留意すること。

ア チャレンジ選抜Aに出願する者は、高知丸の内高等学校の普通科の前期選抜に併願したものとするが、音楽科を第2志望とすることはできない。

イ チャレンジ選抜Aに出願するに当たっては、他の高等学校の前期選抜と併願はできない。

V 検査内容

1 前期選抜

学 力 検 査	中学校で履修した次の教科とする。 国語、社会、数学、理科、英語（リスニングテストを含む。）
面 接	平成23年2月8日(火)の学力検査終了後又は2月9日(水)に面接を実施する。
実 技 検 査	必要と認められる場合は、実技検査を実施する。実施する学校、科及び検査方法は、別に定める。

2 後期選抜

検 査 内 容 等	3教科（国語、数学、英語）以内の教科の検査（以下「教科の検査」という。）、面接及び作文のうち、学校が指定する検査を実施する。 ただし、英語にはリスニングテストを含まない。 なお、各学校が指定する面接、作文の内容や方法については、別に定める。
実 技 検 査	必要と認められる場合は、実技検査を実施する。実施する学校、科及び検査方法は、別に定める。

3 再募集

基 礎 学 力 検 査	中学校で履修した次の教科とする。 国語、数学、英語（リスニングテストは含まない。）
面 接	平成23年3月24日(木)に基礎学力検査終了後、面接を実施する。
作 文、 実 技 検 査	必要と認められる場合は、作文、実技検査を実施する。実施する学校、科及び検査方法は、別に定める。

VI 合格者の決定

- 1 志願者からの志願理由書、中学校長からの調査書、学力検査（学校が指定する教科の検査、基礎学力検査）、作文及び面接の結果等に基づいて、志願者の選抜を行い、合格者を決定する。

なお、調査書の特定教科の配点に比重をかける傾斜配点（以下「傾斜配点」という。）を実施する学校の科と配点の比重は、別に定める。傾斜配点を実施する学校の科においては、定められた配点の比重に従い選抜を行う。

- 2 選抜において、海外帰国生、過年度卒業生等については、海外経験、卒業後の状況等を考慮するものとする。
- 3 通学区域に関する規則の規定により、高知学区に通学区域を越えて全日制の課程へ入学を許可する者の数は、当該の学校・科の入学定員に100分の20を乗じた数を超えないものとする。

Ⅶ チャレンジ選抜B

高知丸の内高等学校の普通科において、高知県内の高等学校又は高等専門学校を中途退学した者を対象に、チャレンジ選抜Bを実施する。

1 出願資格

高知県内の高等学校又は高等専門学校に在籍した後に中途退学した者で、以前在籍していた学校での修得単位数が16単位以上であるものとする。

2 入学定員

チャレンジ選抜Bの入学定員は、県教育委員会が別に定める。

3 出願手続

(1) 出願期間

平成23年2月23日(水)から2月25日(金)午後5時までとする(2月25日付け消印の速達便有効)。

(2) 出願制限

チャレンジ選抜Bに出願するに当たっては、他の高等学校の後期選抜と併願はできない。

(3) 必要書類

志願者は、チャレンジ選抜Bの願書、チャレンジ選抜B志願理由書及び単位修得証明書を、出願期間内に高知丸の内高等学校長に提出する。

4 検査内容

平成23年3月10日(木)に高知丸の内高等学校で、面接及び作文を行う。

5 合格者の決定

チャレンジ選抜B志願理由書、作文及び面接の結果等に基づいて、志願者の選抜を行い、合格者を決定する。

6 合格者の発表

平成23年3月16日(水)午前9時に、高知丸の内高等学校において受検番号を発表する。

VII 成人特別選抜

1 出願資格

前記Ⅰ出願資格に定める資格を有する者で、平成23年4月1日現在で満20歳以上のものとする。

2 対象科

対象科は、次のとおりとする。

- (1) 中芸高等学校、高知北高等学校及び大方高等学校夜間部の普通科
- (2) 室戸高等学校定時制の普通科及び須崎高等学校定時制の普通科
- (3) 高知工業高等学校定時制の機械科、電気科、土木科及び建築科

3 入学定員

募集人員は、入学定員内とし、県教育委員会が別に定める。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成23年2月23日(水)から2月25日(金)午後5時までとする(2月25日付け消印の速達便有効)。

(2) 出願制限

ア 第1志望

1校の1学科の1科とする。

イ 第2志望

第2志望を希望する者は、同一校の第1志望の科以外の1科に出願することができる。

ウ 他の都道府県からの出願

他の都道府県から志願する者は、あらかじめ県教育委員会に申請し、承認を受けた場合は出願することができる。

(3) 必要書類

志願者は、願書及び申請書の用紙等を志願先高等学校から受け取る。

(4) 入学手数料

願書には、入学手数料として950円の高知県収入証紙を貼る。

(5) 願書の提出等

志願者は、願書その他必要書類を、出願期間内に志願先高等学校長に提出する。

なお、調査書及び学習成績一覧表については、提出を要しない。

5 面接等

成人特別選抜においては、学力検査を行わず、平成23年3月10日(木)に出願先高等学校で、面接等を行う。学校又は科の特性に応じて必要と認められる場合は、面接に加えてその他の検査を実施する。実施する学校、科及び検査方法は、別に定める。

6 合格者の決定

面接等の結果に基づいて志願者の選抜を行い、合格者を決定する。

7 合格者の発表

平成23年3月16日(水)午前9時に、各高等学校において受検番号を発表する。

IX 特例募集

再募集の結果、多部制単位制夜間部及び定時制の課程において、なお、合格者が定員に満たない科にあっては、平成23年3月28日(月)から3月31日(木)午後5時(必着)までの期間において、入学定員に達するまで出願を認める。

X 通信制の課程入学志願者の取扱い

出願期間は、平成23年2月1日(火)から3月31日(木)までの間で通信制を設置する高知北高等学校及び大方高等学校がそれぞれ独自に定める期間とする。また、大方高等学校については、後期入学の制度があり、出願期間は9月に設ける。

その他必要な事項については、設置校所定の手続による。

通信制の課程入学志願者に対しては、一斉に行う学力検査は実施せず、設置校ごとの検査によるものとする。

この要項に定めるもののほか、高等学校入学志願者の取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

平成23年度高知県立高等学校入学志願者取扱要項等の主な変更点等について

1 学力検査等の主な日程

項目	平成23年度	項目	平成22年度	
前期選抜	出願期間	1月18日(火)から 1月20日(木)午後5時まで	出願期間	1月18日(月)から 1月20日(水)午後5時まで
	志願先変更期間	1月24日(月)から 1月26日(水)午後5時まで	志願先変更期間	1月22日(金)から 1月26日(火)午後5時まで
	学力検査	2月8日(火)	学力検査	2月9日(火)
	面接等	2月8日(火)学力検査終了後 又は2月9日(水)	面接等	2月9日(火)学力検査終了後 又は2月10日(水)
	前期選抜合格者の発表	2月16日(水)午後4時	前期選抜合格者の発表	2月22日(月)午後4時 (2月18日(木)から変更)
	入学確約書提出	2月21日(月)午後5時まで	入学確約書提出	2月25日(木)午後5時まで (2月23日(火)から変更)
	後期選抜	出願期間	2月23日(水)から 2月25日(金)午後5時まで	出願期間
志願先変更期間		3月2日(水)から 3月3日(木)午後5時まで	教科の検査 作文及び面接等	3月11日(木)
教科の検査 作文及び面接等		3月10日(木)	後期選抜合格者の発表	3月16日(火)午前9時
後期選抜合格者の発表		3月16日(水)午前9時	再出願期間	3月18日(木)から 3月19日(金)午後5時まで
再募集	出願期間	3月18日(金)から 3月22日(火)午後5時まで	基礎学力検査等	3月23日(火)
	基礎学力検査等	3月24日(木)	再募集合格者の発表	3月25日(木)午前9時
	再募集合格者の発表	3月26日(土)午前9時	多部制単位制夜間部及び 定時制の課程特例募集	3月25日(木)から 3月31日(水)午後5時まで
多部制単位制夜間部及び 定時制の課程特例募集	3月28日(月)から 3月31日(木)午後5時まで	多部制単位制夜間部及び 定時制の課程特例募集	3月25日(木)から 3月31日(水)午後5時まで	

2 入学者選抜の変更

- 後期選抜に志願先変更期間を設けた。

平成23年度 高知県立高等学校入学者選抜の主な日程

1 月		2 月		3 月	
日	曜	日	曜	日	曜
1	土	1	火	1	火
(元日)			↓		
2	日	2	水	2	水
					↑↑
3	月	3	木	3	木
					↓
4	火	4	金	4	金
					↑
5	水	5	土	5	土
					↑
6	木	6	日	6	日
					↑
7	金	7	月	7	月
					↓
8	土	8	火	8	火
			↑		
9	日	9	水	9	水
			↓		
10	月	10	木	10	木
	(成人の日)				後期選抜
11	火	11	金	11	金
			(建国記念の日)		
12	水	12	土	12	土
13	木	13	日	13	日
14	金	14	月	14	月
15	土	15	火	15	火
16	日	16	水	16	水
			前期選抜合格者の発表		後期選抜合格者の発表
17	月	17	木	17	木
18	火	18	金	18	金
	↑				↑
19	水	19	土	19	土
	前期選拔出願期間				
20	木	20	日	20	日
	↓				↑
21	金	21	月	21	月
			前期選抜確約書提出締切		再募集出願期間 (春分の日)
22	土	22	火	22	火
					↓
23	日	23	水	23	水
			↑		
24	月	24	木	24	木
	↑		後期選拔出願期間		再募集
25	火	25	金	25	金
	前期選抜志願先変更期間		↓		
26	水	26	土	26	土
	↓				再募集合格者の発表
27	木	27	日	27	日
	↑				
28	金	28	月	28	月
					↑
29	土			29	火
	前期選抜調査書等の提出期間				↑
30	日			30	水
					↑
31	月			31	木
					↓

連携型中高一貫教育校に係る特別選抜は、前期選抜と同日程で実施する。

高知県立高等学校の通学区域に関する規則〈概要〉

昭和37年11月24日
教育委員会規則第12号

高知県立高等学校の通学区域に関する規則をここに公布する。
高知県立高等学校の通学区域に関する規則

（全日制の課程の普通科の通学区域）

第1条 別表第1に掲げる高知県立高等学校（以下「高等学校」という。）の全日制の課程の普通科（高知県立岡豊高等学校の全日制の課程の普通科にあつては、芸術コース及び体育コースを除く。次条において同じ。）の通学区域は、同表のとおりとする。ただし、別表第1の2に掲げる高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第7号）第7条の併設型中学校を卒業し、当該併設型中学校における教育と一貫した教育を実施する同条の併設型高等学校の全日制の課程の普通科に入学する者に係る通学区域は、同表のとおりとする。

（通学区域外入学者についての特例及びその定員）

第2条 前条本文の規定にかかわらず、入学志願者のうち通学区域を越えて別表第1に掲げる高等学校の全日制の課程の普通科へ入学を許可する者の数は、当該高等学校の全日制の課程の普通科の定員に100分の20を乗じて得た数（小数点以下の端数は、切り上げる。）を超えないものとする。

（その他の通学区域等）

第3条 高知県立高知東高等学校の全日制の課程の総合学科の通学区域は、別表第1に掲げる高等学校の通学区域とし、入学志願者のうち通学区域を越えて当該学科へ入学を許可する者の数は、当該学科の定員に100分の20を乗じて得た数（小数点以下の端数は、切り上げる。）を超えないものとする。

（他の都道府県からの入学）

第4条 他の都道府県から高等学校に入学を希望する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を受けなければならない。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、通学区域に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則による改正後の高知県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成22年4月1日以後に高知県立高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に高知県立高等学校に入学した者に係る通学区域については、なお従前の例による。

別表第1（第1条、第3条関係）

学区名	学 校 名	通 学 区 域
高知学区	高知県立岡豊高等学校 高知県立高知小津高等学校 高知県立高知西高等学校 高知県立高知東高等学校 高知県立高知南高等学校	南国市 高知市 大豊町 いの町 日高村

別表第1の2（第1条関係）

高等学校名	通 学 区 域
高知県立高知南高等学校	高知市 南国市 土佐市 須崎市 大豊町 仁淀川町 いの町 中土佐町 佐川町 越知町 四万十町（旧窪川町 の区域に限る。） 梶原町 日高村 津野町